

避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金 交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられている社会福祉法人船橋市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対し、市社協の支部組織である地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が行う見守り活動に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、日頃から顔の見える関係を築き、災害時の救援・支援体制の構築を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 同意者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿に登録されている者のうち地域への情報提供に同意した者をいう。
- (2) 安心登録カード登録者 市社協及び地区社協が主体となって実施している安心登録カード事業に登録している者
- (3) 見守り活動 同意者及び安心登録カード登録者（以下「避難行動要支援者等」という。）を対象として、定期的に生活状況及び安否等を確認する活動並びに当該避難行動要支援者等の情報を保有していることを周知する活動をいう。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は別表のとおりとする。

(補助要件)

第4条 市社協及び地区社協は、見守り活動の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項を満たすよう努めなければならない。

- (1) 見守り活動専用の情報端末を配備し、市社協と地区社協が避難行動要支援者等に関する情報を共有すること。
- (2) 安心登録カード登録者に対して日頃の見守り及び緊急時の迅速な支援を行うこと。
- (3) 災害時において、市と連携・協力し、市から提供された避難行動要支援者等の情報をもとに、災害の支援を行うこと。
- (4) 電話又は訪問により見守り活動を行う場合は、避難行動要支援者等1人

につき年4回実施すること。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市社協は、避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 補助金の交付を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定をしたときは、その旨を避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、市社協に通知する。

(計画変更等の申請及び承認)

第7条 前条の規定により補助金を交付する旨の決定の通知を受けた市社協は、補助金に係る事業(以下「補助事業」という。)の計画を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助事業計画変更等申請書(第3号様式)により、速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助事業変更等承認書(第4号様式)により市社協に通知する。

(実績報告)

第8条 市社協は、補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (3) 電話による見守り活動の実施者、実施日及び実施時間が確認できる書類
- (4) 電話による見守り活動の実施者が報償費を受領したことを証明する書類
- (5) その他市長が必要があると認める書類

(額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金確定通知書(第6号様式)により、市社協に通知する。

2 市長は、市社協に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金返還命令書(第7号様式。以下「補助金返還命令書」という。)により確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付の時期)

第10条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に於いて交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

2 市社協は、前項ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金交付請求書(第8号様式)に交付決定通知書の写しを添えて市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、市社協が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 船橋市暴力団排除条例(平成24年船橋市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。

(3) 交付を受けた補助金を目的以外に使用したとき。

(4) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により市社協に通知する。この場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金返還命令書によりその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第12条 市社協は、第5条の規定による申請に当たって、補助金に係る消費税

及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助対象経費の総額で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 市長は、前項ただし書の規定に基づき申請がなされたものについては、補助金の額の確定において消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。
- 3 第1項ただし書の規定に基づき申請をした市社協は、第8条の規定による実績報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 市社協は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額が確定した場合(消費税仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金消費税仕入控除税額報告書(第10号様式)により、補助事業が完了した日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。ただし、前項の規定により消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

(関係書類の整備)

第13条 市社協は、補助事業に係る会計帳簿及び根拠となる領収書等を整備し、補助事業が完了した日から10年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月18日から施行する。なお、別表のうち通信運搬費にかかる経費については平成28年4月1日より適用とする。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	補助基準額	補助金額
電話又は訪問による見守り活動の実施者に対し支払う報償費	電話又は訪問による見守り活動に要した時間15分につき100円とし、見守り活動1回につき400円かつ避難行動要支援者等1人につき1年あたり4回分の金額を限度とする。	実際に要した額又は補助基準額のいずれか低い額
郵便による見守り活動に係る通信運搬費及び料金受取人払手数料	<p>郵便による見守り活動1回につき次に掲げる金額とする。</p> <p>(1) 避難行動要支援者等へ葉書又は封書を郵送した場合 日本郵便株式会社が定める内国郵便約款（以下「郵便約款」という。）に規定する通常葉書1枚分の金額とする。ただし、避難行動要支援者等1人につき1年あたり2回分の金額を限度とする。</p> <p>(2) (1)の郵送に対し避難行動要支援者等から葉書又は封書を返信させた場合（料金受取人払の方法による場合に限る） 郵便約款に規定する通常葉書1枚分の金額に、1通分の料金受取人払の手数料の金額を加えた額とする。ただし、避難行動要支援者等1人につき1年あたり1回分（前年度以前の郵送分に対する返信を除く）の金額を限度とする。</p>	
郵便による見守り活動で使用する郵便物の印刷に係る消耗品費、印刷製本費又は委託料	避難行動要支援者等1人につき2回分の郵便による見守り活動に係る郵便物の印刷に係る金額とする。	

第1号様式

避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金
交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
団体名
代表者氏名

次のとおり、避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金を受けたく、関係書類を添えて申請します。

補助年度	年度
補助対象経費総額	円
交付申請額	円
着手及び完了予定年月日	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
添付書類	(1) 理由書 (2) 補助金の交付を受けようとする事業の計画書 及びこれに伴う収支予算書 (3) 財産目録及び貸借対照表 (4) その他
消費税及び地方消費税の 適用に関する事項	<input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めている <input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めていない

第2号様式

避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金
交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付申請のあった避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金の交付について下記のとおり決定したので、避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金交付要綱の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付条件
 - (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。
 - (2) 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第3号様式

避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助事業
計画変更等承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付交付決定のあった避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助事業を変更（中止・廃止）したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

補助年度	年度
変更（中止・廃止）の理由	
（変更の場合）	（変更前）
補助事業の内容	（変更後）
変更（中止・廃止）年月日	年 月 日（予定）
添付書類	

第4号様式

避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助事業
計画変更等承認書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付申請のあった避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助事業計画変更等について下記のとおり決定したので、避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金交付要綱の規定により通知します。

記

- 1 承認する
補助に要する経費の配分の変更がある場合
変更後交付決定額 円
- 2 承認しない
理由

第5号様式

避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金
実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
団体名
代表者氏名

避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金交付要綱の規定により、補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

補助年度	年度
着手及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交付決定額	円
既交付額	円
補助対象経費精算額	円
添付書類	(1) 収支決算書 (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類 (3) 電話による見守り活動の実施者、実施日及び実施時間が確認できる書類 (4) 電話による見守り活動の実施者が報償費を受領したことを証明する書類 (5) その他市長が必要があると認める書類

第6号様式

避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金
確定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付で実績報告のあった避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金の規定により、通知します。

記

交付確定額

円

第7号様式

避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金
返還命令書

第 年 月 日 号

様

船橋市長



避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	
決定年月日	年 月 日
番 号	
補助年度	年度
交付決定額	円
既交付額	年 月 日交付 _____ 円
	年 月 日交付 _____ 円
	年 月 日交付 _____ 円
	計 _____ 円
交付確定額	円

第8号様式

避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金
交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
団体名
代表者氏名

避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金交付
要綱の規定により、補助金の交付を次のとおり請求します。

決定年月日	年 月 日
番 号	
補助年度	年度
交付決定額	円
既交付額	年 月 日交付 _____ 円
	年 月 日交付 _____ 円
	年 月 日交付 _____ 円
	計 _____ 円
今回交付請求額	円
未交付額	円
添付書類	(1) 補助金交付決定通知書の写し (2) その他

第9号様式

避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金
交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長
印

年 月 日付けの避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金の交付決定については、下記理由により全部（一部）取り消しましたので、避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金交付要綱の規定により通知します。

交付決定額（取消後）	円
取消しの理由	
交付決定額（取消前）	円
決定年月日（取消前）	年 月 日
番 号（取消前）	
補助年度	年度

第10号様式

避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金
消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定のあった避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 確定申告により確定した避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円

※0円の場合はその理由にチェックすること

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他 ()